

平成22年第354回矢吹町議会臨時会

議事日程(第1号)

平成22年2月26日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報告第1号 専決処分の報告について(専決第1号 損害賠償について)
日程第 4 議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事(I期)請負契約の締結について
日程第 5 議案第2号 矢吹中学校体育館改築(本体)工事請負契約の締結について
日程第 6 議案第3号 不動産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|---|---|---|---|---|
| 1番 | 青 | 山 | 英 | 樹 | 君 | 2番 | 竹 | 元 | 孝 | 夫 | 君 | |
| 3番 | 鈴 | 木 | 隆 | 司 | 君 | 4番 | 鈴 | 木 | 一 | 夫 | 君 | |
| 5番 | 藤 | 井 | 精 | 七 | 君 | 6番 | 棚 | 木 | 良 | 一 | 君 | |
| 7番 | 大 | 木 | 義 | 正 | 君 | 8番 | 角 | 田 | 秀 | 明 | 君 | |
| 9番 | 熊 | 田 | | 宏 | 君 | 10番 | 永 | 沼 | 義 | 和 | 君 | |
| 11番 | 諸 | 根 | 重 | 男 | 君 | 12番 | 遠 | 藤 | | 守 | 君 | |
| 13番 | 根 | 本 | 信 | 雄 | 君 | 14番 | 吉 | 田 | | 伸 | 君 | |
| 15番 | 栗 | 崎 | 千 | 代 | 松 | 君 | 16番 | 柏 | 村 | | 栄 | 君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|-----|--------|--------------------------|---|---|---|---|---|
| 町 | 長 | 野 | 崎 | 吉 | 郎 | 君 | 副町長 | 渡 | 邊 | 正 | 樹 | 君 | | |
| 教 | 育 | 長 | 栗 | 林 | 正 | 樹 | 君 | 企画経営課長 | 圓 | 谷 | | 誠 | 君 | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 会 | 田 | 光 | 一 | 君 | 産業振興課長 兼農業委員会 事務局長 | 須 | 藤 | 源 | 太 | 君 |

都市建設課長 藤 田 豊 君 教育次長兼 坂 路 寿 紀 君
学校教育課長

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 内 藤 正 昭 主 幹 兼
局長補佐 水 戸 邦 夫
兼 次 長

◎開会の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第354回矢吹町議会臨時会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） これより会議を開きます。

日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏村 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

11番 諸 根 重 男 君

12番 遠 藤 守 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏村 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その審議結果について委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、おはようございます。

本日、第354回町議会臨時会が招集になりましたので、本日午前9時から議会運営委員会を開き、今臨時会の運営について協議をさせていただきました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画経営課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程案について議会事務局長から説明を求めて協議いたしました結果、会期を本日2月26日の1日とし、議案審議につきましては、報告1件、工事請負契約関係議案2件、不動産の取得関係議案1件であり、計4件を全体審議とすることに協議が成立いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員長報告のとおり、今臨時会の会期は、本日2月26日の1日といたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月26日の1日と決定いたしました。

なお、議事日程及び議案説明のため出席を求めた者については、お手元に配付してあるとおりであります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより報告第1号を議題といたします。

事務局長に報告第1号を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、第354回議会臨時会に提出いたしました議案等の提案理由を説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告についてであります。本案は、損害賠償につきまして被害者への早急な賠償対応が必要なことから、地方自治法第180条第1項の規定及び平成16年9月21日に議決された専決処分の指定に基づき専決処分したため、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

専決処分した損害賠償については、平成21年7月28日、役場庁舎正面の県道矢吹・小野線から役場方向へ町公用車が左折する際、左後方の確認を怠り、直進してきた相手高校生の自転車と接触、転倒しけがを負わせたものであります。

賠償額は通院等の費用57万927円で示談が成立し、全額町村自動車損害共済の対象として支払いをしております。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、質疑は終結いたします。

この報告は地方自治法第180条第2項の規定による報告のため、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第1号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事（I期）請負契約の締結についてであります。本工事は矢吹中学校改築事業に伴う校舎本体の工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、矢吹中学校本体内工事のI期工事分であり、鉄筋コンクリートづくり3階建て、床面積が6,288.12平方メートルで、平成23年3月に完成予定であります。

入札につきましては、平成22年2月22日、東亜建設工業株式会社、株式会社フジタ、株式会社熊谷組、株式会社間組、株式会社ピーエス三菱、共立建設株式会社の6社による指名競争入札の結果、議案書のとおり11億9,046万3,750円で株式会社間組東北支店が落札しましたので「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て本契約を締結するものであります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

○議長（柏村 栄君） 1番、青山議員。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議場の皆さん、おはようございます。

質疑をさせていただきます。

この中学校校舎改築工事（I期）の請負契約の締結に関してですが、この財源となりますものに関しまして、交付金に関しましては、まだ一定の確定された金額が決まっていないと思うのですが、それについてどのようなことになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、また未確定な財源のまま、説明回答では予測される数字が出ましたが、実際に、いまだに交付金に関しては定まっていないわけでありまして、それを見込みとして発注すること自体は、これは町民に対しては瑕疵があるのではないかと。その部分についての認識をお尋ねいたします。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

矢吹中学校の本校舎のI期工事、請負工事金額についてその財源となる交付金に関して一定の金額について確定していないのではないかと。見込みのまま発注することについては、瑕疵があるのではないかとということですが、補助金、交付金とも県を通じて内定通知が届いております。それで、補助金、交付金についても青山議員ご認識のとおり、工事金額に多少変動があった場合には、補助金、交付金についても若干の変動

がありますので、確定というわけではございません。

なお、瑕疵があるのではないかとということでございますが、一定のルールに基づきまして、県の内定通知を受けたということで瑕疵はないというふうに理解しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、詳しい金額については企画経営課長から説明させます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） それでは、お答え申し上げます。

地域活性化の公共投資臨時交付金でございますが、これにつきましては、金額の内定が来ましてそれに基づきまして矢吹町では8億2,843万7,000円ほど交付要求といたしますか、実施計画を提出していると。8億2,843万7,000円ほど申請しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

1番、青山英樹君。

○1番（青山英樹君） 確認でございますが、公共投資臨時交付金に関しまして、8億2,843万7,000円という数字でよろしいでしょうか。

そしてまた、これは当初の計画されました予定、町民説明会等で説明された数字と比較してその増減等はあるのかないか、お答え願いたいと思います。

また、もう1点町長にお尋ねしたいのですが、町長は瑕疵に関しましては、そういった瑕疵というものはないという答弁をいただきましたが、これまた、説明をまだされていない状況で、町民自体も今おっしゃられた交付金の数字がまだわかっていないかと思うんです。そういったものを町民に対し示し得ないままに契約等の締結をすることを、こういったものに関してどのようにとらえられるのか、お答えしていただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、再質問についてお答えをさせていただきます。

内定通知について今ほど企画課長が説明しましたように8億2,000万円強のお金が交付金ということで内定通知を受けたということでございます。

これについて、増減があったのではないかとということでございますが、平成21年5月の町民説明会では、臨時交付金は7億7,000万円という数字で説明をしております。ですから、内定通知については増加ということとなっております。

先ほど説明したとおり、瑕疵があるかないかの判断でございますが、これについてはこれを限度にしてということで、工事の請負契約金額がこの後固まった段階については、一定の計算ルールに基づいて補助金、交付

金が決定されます。ですから、その範囲内で事業を実施するというところでございますので、決定というものは、工事が最終的に固まらなると決定をしない金額ということでご理解をいただきたいと思います。瑕疵はないものと改めて話をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事（I期）請負契約の締結について質疑をいたします。

ただいま町長から説明をしていただき大体はわかったのですが、まだわからない部分がありますので、お尋ねをいたします。

一つは、今回のこの工事請負契約は指名競争入札というふうにしたということですが、なぜ一般競争入札にできなかったのか。それはなぜかといいますと、県では予定価格250万円を超えるものについては、一般競争入札にしております。矢吹町はなぜこの一般競争入札にできなかったのか、その理由をお尋ねいたします。

それで、入札の経過については説明がなかったのですが、1回で落札したのかどうか。それとも2回、3回と競争したのか。その辺についてもお願いをいたします。

それと、議決されればこの工事が始まるわけですが、前から中学校の校舎改築工事については、町内の企業をできるだけ採用していただきたいと。今、大変な不況の中で町内の企業の方々も仕事がないということで、大変なときであります。特にこの冬期間、上下水道、特に水道なんかの場合には破裂をするわけです。ですから、そういった場合、特に中学校の場合も現在の中学校も建設してから何年後にやはり凍結をしたりした場合に、地元の業者でわからないと。そういったことがあって大変苦労したという話も聞きますので、そういった上下水道とか容易でないものについては、後々、大手さんではすぐというわけにはいかないわけです。これも東北支店ですから。ですから、そういった点では、町内企業でできるものについては、下請などについても町内の企業を採用するような指導をすべきではないかと思いますが、そういった点についてはどのように考えているのか、お願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、棚木議員のI期請負契約の締結の内容等についてまだ不明な点があるということでの質問でございますが、今回の工事請負契約金額、なぜ一般競争入札、制限つき一般競争入札ではなく指名競争入札にしたかということでございますが、これにつきましては、議員もご理解いただいていると思いますが、矢吹町制限つき一般競争入札の実施要綱の中にありますが、一般競争入札ではなく指名競争入札ですることができるというようなそういった条項もございますので、そういった条項、ルールにのっとって、指名競争入札をさせていただきました。その最大の理由は工事期間が短いこと、高度な技術を要する工事であること、そして今、議員がご心配のようなそういったメンテナンス、不慮のアクシデントに、そういった工事が

ないようなそういう工事をしていただきたいということで、今回、先ほども説明したような業者を選定させていただいたことにつきまして、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

入札は1回で終わりました。なお、下請について矢吹町の地元の業者ということについては、これの申し入れについては、矢吹町としてもそういう申し入れをしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第1号について再質疑をいたします。

一般競争入札にしなかった理由は、町の要綱にあるということで、ただいま答弁をいただいたわけですが、その中には工事期間が短いとか、それならば、なおさら一般競争入札にすべきではなかったのかというふうにかえって私は疑問を持つものであります。

それで、もう一つは設計価格と予定価格、これについてもお聞かせいただきたいと思います。

それで、いわゆる公共工事については、町民の皆さんの税金でやるわけですから、やはり最少の経費で最大の効果があるものをつくるということが原則だと思うんです。

そういう点で、やはりいわゆる大手ゼネコンがとれば、全部自分の関連企業が仕事をやるというふうに普通なるんですね。ですから、私はこのものについては、やはり循環形にしていくと。やはり町民の税金であるわけですから、町内の企業を最優先してやっていくと。そういうことも私は大切ではないかというふうに思いますので、再度そういった点について町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

今私のほうで前段で説明したように短期間、なおかつ重大な工事を行っていただくわけですから、信頼のある業者を選んでいただくということで指名競争入札にさせていただいたのですが、入札をしてから一定の業者の信頼性、そして事業実績というものを把握するには相当な時間がかかります。ですから、指名競争入札をすることによって、短期間——来年の3月までに仕事を終わらせていただくというについては、相当のキャリアと信頼性、それが必要な業者を選ばなくてはならないということもございますので、そうした意味合いにおいて、10年間の仕事の一定の量を、実績を勘案しながら信頼性が十分にある業者ということで指名業者にさせていただいたということがございますので、それについてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

設計価格と予定価格については、坂路教育次長のほうから詳しい数字について報告をさせますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、坂路寿紀君。

〔教育次長兼学校教育課長 坂路寿紀君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） それでは、校舎本体工事に係る設計額並びに予定価格を申し上げます。100万円単位で話します。

設計額が17億6,300万円、予定価格15億8,700万円ということであります。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、この辺で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1番、青山英樹君。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） 議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事（I期）請負契約の締結について、反対の立場で討論申し上げます。

従前より中学校建設に関しましては、いろんな議会でも議論をされてきた中で、今回最終的な発注というような締結に至るまでできました。それで、その中にありましては従前より申し上げていることですが、まず一つには民意との合意という点についてひとつ申し上げたいと思います。やはり説明会等は行われてきたわけですけれども、多くの町民の民意を得たというふうに判断されるものではないのではないかというふうに思っております。町長の判断としましては、合意を得たという認識でいるという答弁が前回の議会でもありましたが、説明会の出席者総数がやはり二、三百名だったことと、きょう発表されましたが、いまだに町民の皆様も内定された公共投資交付金等の金額がわからないまま、不安のままきているという現状がございます。この観点から、交付金が幾らもらえるかわからないということは、ある意味では、町民に対してはもらえるだろうというそういう瑕疵が発生したわけでございまして、その辺を解決することなく、説明をせずに発注、締結すること自体はいかがなものかと判断するものであります。

また、中学校建設後の町の財政につきましては、多くの方々が不安を呈しておりまして、その点に関しましても、やはり努力する必要があるのではないかというふうに考えます。

以上、その民意並びに瑕疵の問題に関しては払拭できる要素がないと判断し、いま一度再考願いたい意味を込めまして、第1号議案に関し反対する次第でございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

4番、鈴木一夫君。

〔4番 鈴木一夫君登壇〕

○4番（鈴木一夫君） 私は、議案第1号 矢吹中学校改築工事（I期）請負契約の締結につきまして、賛成の立場で討論をしたいと思っております。

ご存じのとおり、矢吹中学校は平成9年の耐震診断の結果以降、町の将来を担う子供たちの安全確保のために、耐震化の方法や、中学校設備のあり方について多くの年月と議会を初めとする町民の皆様のエネルギーを費やし、現在にまで至っているわけでございます。

平成18年度に基本設計が完成し、一刻も早い耐震化が急がれていたわけでありますが、しかし、厳しい財政状況を踏まえ、町は平成19年度から財政再建3カ年計画に取り組んできていることから、改築の議論や新しい耐震基準に基づく耐震診断を再度行われてきました。その結果、平成20年度の診断結果においても「危険」との診断結果に変わりがないことがわかり、町の宝であります中学校の子供たちの安全確保には一刻の猶予も許されない状況にあったと考えられます。

この世の中、このような状況の中、平成21年度の国の経済対策補正予算によります文科省が打ち出しましたスクール・ニューディール構想は、厳しい財政環境の中でも耐震化が迫られている我が矢吹町にとっては、例年より多くの補助金や交付金が受けられる、まさに千載一遇のチャンスと言える政策であり、町長はこの情報をいち早くキャッチし、今年度からの改築が町民にとって財政的に大変有利であると判断したことと思われま

す。

6月から町民、関係者の皆様に説明をし、ご理解をいただく努力をしながら、補正で実施設計と工事関係の予算の措置をし、今回校舎第Ⅰ期工事の発注にまでこぎつけたものであります。

昨年7月23日に提出した矢吹中学校改築検討特別委員会の要望に関しましても、議会の要望が反映されている内容でありますし、これからは一刻も早く工事を完成できるように議会としても積極的に協力をし、子供たちの学力、体力がより一層、向上されるよう、教育委員会に働きかけていかなければならないと感じるところでもあります。

矢吹町の激しい財政状況は、今後も大きく改善されるわけではないと思います。しかし、建設に当たっては今後も最少の経費で最大の結果が得られますよう当局のさらなる努力を望みます。

私はこの契約締結に賛成いたします。ご参会の皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

14番、吉田伸君。

〔14番 吉田 伸君登壇〕

○14番（吉田 伸君） 議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事請負契約の締結について、賛成の立場からいたします。

青山議員もご承知のとおり、この中学校については先ほど民意という形が出ましたが、私はあえて言います。現在の中学校の状況を見まして、あの校舎をつくらなくてもいいという、恐らく子供さんを抱えている、生徒、これから小学生もそうですけれども、その方があの校舎に入って勉強を見まして、そしてきょうの議決によって決まるわけですけれども、この先、じゃ、どのようにして民意をあらわしてつくっていくのか。それはいつになるのか。そしてもし、その期間に万が一、犠牲が出るようなことがあったら、だれが責任をとるんだと。そういうふうに私は思いました。ご承知のとおり、この設計に、中学校建設ということに携わって15年が過ぎております。先ほど言いました民意というのは何なんですか。あえて私は青山議員に尋ねたい。議場にいる議

員の皆さんが恐らく気持ちの中でそういうふうな建設に対して、私は、あえて批判しているわけじゃないよ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） いやいや、民意と言ったから。

〔「私の名前を出していること自体が個人攻撃じゃないですか。」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） 個人攻撃じゃなく、討論の立場で言っている。

〔「あくまでも議会に関しての……」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 名前は謹んでください。

○14番（吉田 伸君） いいから、聞いてくよ。

〔「いや、聞いてくれないですよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） それで、私は民意とあらわしたのは選挙であって、当然のごとくきょうはいろんな意見があるでしょうけれども……

〔「削除を求めます。」と呼ぶ者あり〕

○14番（吉田 伸君） 終わってからにしてくれないか。

○議長（柏村 栄君） 個人名は差し控えてください。

○14番（吉田 伸君） それは、訂正する。

そういうわけで、議員の皆さんが恐らく現在の中学校をどのようにつくって、そしてきちんとしていくかと考えたならば、やはり、時が来たとそういうふうには私は思いますし、そして、安全で安心な学校をつくってあることが議会に出ている議員としての公正な判断だと私は思いますので、どうぞ、きょうは議員の皆さんのご同意を持ちまして、そして教育の現場をきちんとした状態につくってやるということが議員の任務だと私は思いますので、賛成の立場で討論いたします。

どうぞご同意ください。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第1号 矢吹中学校校舎改築工事（第I期）請負契約の締結についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第2号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第2号 矢吹中学校体育館改築（本体）工事請負契約の締結についてであります。本工事は矢吹中学校改築事業に伴う体育館の工事請負契約を締結するものであります。

工事内容につきましては、矢吹中学校体育館の建築設備工事であり、鉄筋コンクリートづくり、一部鉄骨づくり2階建て、床面積が1,921.36平方メートルで平成23年3月に完成予定であります。

入札につきましては、平成22年2月22日、高田工業株式会社、伸和建設株式会社、株式会社兼子組、三金興業株式会社、株式会社鈴木建設、福島県南土建工業株式会社、藤田建設工業株式会社、三柏工業株式会社の8社による指名競争入札の結果、議案書のとおり4億3,575万円で高田工業株式会社が落札しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づきまして、議会の議決を経て、本契約を締結するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上であります。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号 矢吹中学校体育館改築（本体）工事請負契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第3号を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第3号 不動産の取得についてであります。雇用促進住宅矢吹南宿舎及び付随する土地等について平成22年4月1日より町で取得、運営することに先立ちまして、平成22年1月29日付をもって所有者であります独立行政法人雇用・能力開発機構と仮契約を締結いたしました。しかし、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定に基づきまして、議会の議決を経て本契約を締結するものであります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第3号 不動産の取得について質疑をいたします。

雇用促進住宅については、さきの全員協議会の中でも町長から説明があったわけです。それで、取得については、私も大いに賛成するものであります。しかし、今後予定されている町では定住促進ということで3月議会に条例の提案をするという方向になっているわけです。それで、ご承知のように町は町営住宅については、小池住宅の裏に空き地があるわけです。

そういった点で……。

〔「この件は取得の議案だから、それは3月議会でやる」と呼ぶ者あり〕

○6番（棚木良一君） いいんだって、何言っているの。議長、指導しろ。

それで、当然町営住宅を建設するというのでこれまであの用地はあったわけですが、今後はこの用地も売却するという町の方針です。そうしますと、町営住宅がどんどんなくなってしまうわけです。町の町営住宅は老朽化して、もうコンクリート以外は、木造の町営住宅は出ていっても入れないということでもありますので、相当少なくなっていくのではないかとというふうにご心配するわけです。

そういった点で、やはり雇用促進住宅については、定住化促進住宅も私は反対はいたしません。しかし、やはり町営住宅がどんどんなくなってくるので、そういったところにも町営住宅並みに入れるというようなことも当然考えていくべきではないかと思っております。

さきの全員協議会でも申し上げましたけれども、入居率が80%なんです。20%はそれでは町営住宅にするというようなことも当然考えれば、効率のいい定住促進になるのではないかと思っておりますので、そういった点についてぜひとも……。

○議長（柏村 栄君） 棚木議員、議案にあまり関係ないやつは差し控えてください。

○6番（棚木良一君） 町長の考えをお聞かせください。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議案第3号、棚木議員の質問にお答えさせていただきます。

雇用促進住宅については、今回本契約を締結していただくことに賛成のサインをいち早くいただきまして、ありがとうございました。

町営住宅がどんどん少なくなってきていると。そうした場合に、希望する方も入る方が非常に困ってしまうと。これらについては、現在、都市建設課を中心にして町のほうでは町営住宅整備計画というものを策定中のことはご存じかというふうに思っております。町営住宅として老朽化した住宅を政策的に空き家政策ということでそちらのほうの整備をしないで民間の方のアパートなどを利用しながら、そうした形で町営住宅に住めない方については助成を出しながらというような、そういう計画も現在整備を進めている段階でございますので、そうした形で町に住まいを、町営住宅を利用して住みたいという方につきましては、今後、そういう不便を来さないような形での整備計画を早急に取りまとめまして、議員の皆様の方にもまとめ次第、なお、説明を申し上げながら、そうした解消に努力していくということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で私の説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第3号について再質疑をいたします。

ただいま町長から早急にいわゆる町営住宅に入れない方については、民間のアパートなどをとということで早急に対応したいという答弁をいただいたわけですが、現在25世帯の方が申し込んでいるわけですから、ぜひともこういった方々に新年度の予算の中に反映をさせていただきたいというように思いますので、そういった点について再度町長の答弁を聞かせていただきたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 棚木議員の再質問にお答えさせていただきます。

町営住宅の整備計画を早急に取りまとめをして、25世帯入居できない世帯があるということで、それについて22年度の新年度に早急に予算化しろということでございますが、これについては先ほど説明しましたように、町営住宅整備計画は現在、策定を急いでいる段階でございます。議会の皆様はその内容をお知らせしない中で、理解も得られないままに新年度の予算に計上するという事は、私自身もできないということを判断させていただきますので、これらについてはできるだけ早い時期にということだけで私のほうから答弁とさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第3号 不動産の取得について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で今臨時会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これにて第354回矢吹町議会臨時会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午前10時47分)